

## 岐阜県産業技術総合センターコンプライアンス教育実施要領

岐阜県産業技術総合センターコンプライアンス推進責任者

### 1 目的

岐阜県産業技術総合センターの職員及びその他関連する者(以下「構成員」という。)に、「商工労働部「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく実施要綱」第2条第2項で定義する「不正行為」の防止及び同第3条で規定する「研究者等の責務」を徹底するための教育(以下「コンプライアンス教育」という。)を実施し、研究活動における不正行為の防止を図ることを目的とする。

### 2 実施方法、実施時期

コンプライアンス教育は、岐阜県産業技術総合センターコンプライアンス推進責任者が企画する講習会において、実施するものとし、実施時期は、原則4月から7月とする。

### 3 対象者

全ての構成員

### 4 開催回数

コンプライアンス教育の受講機会を確保するため、各年度中に複数回の開催とする。

### 5 教育内容

- ・具体的事例を参考とした研究所への影響
- ・研究所の不正行為対策に関する方針やルール、告発等の制度など遵守すべき事項
- ・不正行為が発覚した場合の懲戒処分
- ・自らの弁償責任
- ・申請等資格の制限
- ・研究費の返還等の措置
- ・その他岐阜県産業技術総合センターコンプライアンス推進責任者が必要と認めた事項

### 6 受講状況の把握及び誓約書の提出

全ての構成員は、コンプライアンス教育を受講しなければならない。また、受講した構成員は、受講毎に別紙の「研究活動にあたっての誓約書」を自署し、提出しなければならない。

### 7 未受講者等へのペナルティ

コンプライアンス教育を過去16か月以内に受講しなかった構成員は、コンプライアンス教育

を受講するまでの間、原則として国等の公募型研究開発及び競争的資金等の運営・管理を含む一切の研究活動に関わるできない。

## 8 その他

この要領に定めるもののほか、コンプライアンス教育に必要な事項は、岐阜県産業技術総合センターコンプライアンス推進責任者が別に定める。

### 付 記

この要領は、令和元年5月1日から実施する。

### 付 記

この要領は、令和3年11月1日から実施する。

## 研究活動にあたっての誓約書

岐阜県産業技術総合センターコンプライアンス推進責任者  
岐阜県産業技術総合センター所長 様

私は、岐阜県産業技術総合センターの構成員として、以下の事項について誓約します。

1. 不正行為等を防止するために行われた教育の内容を理解したこと。
2. 岐阜県が定める諸規則を遵守すること。
3. 研究活動等における不正行為及び不適切行為を行わないこと。
4. 諸規則に違反し、不正行為及び不適切行為を行った場合は、岐阜県や資金配分機関の処分及び法的な責任を負うこと。
5. 他の職員等から不正行為を行うことを要求された場合には拒絶し、研究所の通報窓口へ連絡すること。

令和 年 月 日

所属  
氏名(自署)